「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」のポイント

大阪工業大学 大学院 知的財産研究科 大阪工業大学 知的財産学部

この参照基準は、2002 年に知的財産戦略大綱や知的財産基本法等において知的財産の専門家を育成することが提唱されてから、20 年を迎えることを契機として、大学及び大学院において「知的財産学」の教育課程を編成する際の参考とすることを目的として作成したものである。(第1章)

- 1. 知的財産学における「知的財産」の定義について、「社会にとって経済的、精神的又は 文化的価値を有する情報」と広く定義した。知的財産基本法における知的財産の定義は、 ①知的創作物(発明・意匠・著作物等)、②営業標識(商標等)、③有用事業情報(営業秘密・ データ等)の3つに限定されているのに対し、それ以外のものも含みうる、より広い定義 を採用した。(第2章)
- 2. 知的財産学における「知的財産制度」の定義について、「知的財産の社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する仕組み」と定義し、その仕組みには、①法律的仕組みだけでなく、②経済的仕組みが含まれるものとした。(第2章、第3章)
 - ①「法律的仕組み」は、いわゆる知的財産法制のことで、法律とその運用を含む。一定の要件を満たす知的財産について財産権として保護することによって、本質的に占有不能な情報財である知的財産を占有可能とし、知的財産の創出者等が利益を享受できるようにする仕組みである。この法律的仕組みの理解のためには法学の基礎知識が不可欠である。(第3章、第4章 I)
 - ②「経済的仕組み」には、(1)知的財産自体の取引から利益を享受する仕組みと、(2)知的財産を利用した事業から利益を享受する仕組みの2種類の異なる仕組みがある。

例えば、前者は、ユーチューバーが投稿動画によって利益を得ることに相当し、知的 財産権の法的保護に由来する利益である。

これに対し、後者は、グーグル社がユーチューブ事業によって広告費から事業利益を得ることに相当し、知的財産それ自体による利益ではなく、知的財産を経営資源の一つとして利用した事業遂行による利益であり、事業収益の極大化のために敢えて知的財産を独占せずに他社に無償利用させるオープン&クローズ戦略を取ることもある。

後者の仕組みでは、知的財産(法的保護の対象でないものを含む)が他の要素と相まって競争優位を生み出す。また、知的財産権が他の要素と相まって模倣困難性を生み出す。したがって、法的に保護されていない知的財産が模倣困難性を獲得できる場合もある。

この仕組みは事業全体に組み込まれているから、その仕組みを理解するためにはビジ

ネスモデルや事業戦略などの経営学の基礎知識が不可欠である。(第3章、第4章 I)

- 3.「知的財産学」の定義について、上記1、2を踏まえて、「法律・経済・技術・文化・国際などの多様な観点から、社会にとっての知的財産の価値を考察するとともに、その社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する法律的及び経済的な仕組みについて考察する学問」とした。考察のための方法論として、法学、経営学、自然科学、語学など他の学問分野の知識が必要となるため、学際的な性格を持つが、直接の考察対象は知的財産の価値や知的財産制度そのもの(他の制度等との関係を含む)であり、知的財産の視点から世界を見る学問である。(第2章、第3章、第4章I)
- 4. 知的財産学を学ぶ学生が身に付けることを目指すべき基本的素養として、下記の8項目を掲げた。(第4章 I)
 - ①知的財産の社会的価値に対する理解と知的財産を尊重する倫理観
 - ②知的財産の利益を享受するための法律的な仕組みに関する理解
 - ③知的財産の利益を享受するための経済的な仕組みに関する理解
 - ④知的財産に関する契約及び契約交渉に必要な知識とスキル
 - ⑤知的財産の内容理解に必要なスキル
 - ⑥知的財産に関する情報の検索と分析のスキル
 - ⑦知的財産に関する語学スキル
 - ⑧経済社会の動向や他の制度等と知的財産との関係についての理解
- 5. 知的財産学で学べるジェネリック・スキルとして、①社会的利益と私的利益のバランス感覚、②論理的な思考力と合目的的な実践力、③複眼的なものの見方の3項目を掲げた。(第4章 Π)
- 6. 知的財産学の専門教育の基礎となる教養教育について、法学、経済学・経営学、自然科学、語学の4つを掲げた。(第6章2)
- 7. 教養教育としての知的財産学について、①知財創出人材に対する知財教育、②知財の利用人財に対する知財教育、③一般人に対する知財教育、④初等・中等教育における知財教育の4つに分けて記載した。(第6章3)

この参照基準の作成にあたっては、下記の外部有識者を委員とする本学の教育課程連携協議会からさまざまなご意見をいただいた。

大阪商工会議所 専務理事	宮城 勉
大阪商工会議所 常議員	有光 幸紀
(有光工業株式会社代表取締役社長)	
大阪商工会議所 常議員	吉川 秀隆
(タカラベルモント株式会社 代表取締役会長兼社長)	
(一社) 日本知的財産協会 前副理事長(関西部会担当)	佐野 裕昭
(住友電気工業株式会社 知的財産部長)	
日本弁理士会 関西会 会長	田中 達也
(共栄国際特許商標事務所代表弁理士)	
(一社) 大阪発明協会 常任理事	竹本 一志
(サントリーホールディングス株式会社 知的財産部長)	
近畿経済産業局 知的財産室長	横山 幸弘